

千葉県重度身体障害者電話等助成要綱を廃止する要綱

千葉県重度身体障害者電話等助成要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの要綱による廃止前の千葉県重度身体障害者電話等助成要綱第4条の規定により助成の申請をした者については、施行日以降、なお従前の例による。
- 3 この要綱による廃止前の千葉県重度身体障害者電話等助成要綱第5条の規定により助成の決定を受けている者については、なお従前の例による。